

岩手県告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 奥州市胆沢区若柳字尿前1の8、1の10、1の12
- 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- 3 解除の理由 指定理由の消滅